

株 主 各 位

愛知県稲沢市目比町東折戸695番地1
北川工業株式会社
代表取締役社長 北 川 清 登

第59回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご支援を賜り誠にありがとうございます。

さて、当社第59回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成27年6月24日（水曜日）午後5時40分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成27年6月25日（木曜日）午前10時
2. 場 所 愛知県稲沢市目比町東折戸695番地1
当社本社 会議室
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項
 1. 第59期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）
事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役
会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第59期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）
計算書類報告の件
- 決議事項
第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 監査役2名選任の件

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出
くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修
正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス
<http://www.kitagawa-ind.com>）に掲載させていただきます。

(提供書面)

事業報告

平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果

当連結会計年度における世界経済は、総じて緩やかに回復しました。米国においては好調な企業業績、雇用の改善、堅調な個人消費・住宅投資などにより着実に景気の回復が続き、欧州でも欧州中銀の量的緩和などにより景気持ち直しの動きが出てきました。これに対し、中国・ロシアなど新興国では成長鈍化が見られました。一方、わが国経済は、消費増税による駆け込み需要の反動減に加えて、円安や消費増税による実質所得の減少、消費マインドの低下もあって、昨年来の企業業績の回復や雇用情勢の改善にもかかわらず、回復は極めて緩やかなものとなりました。

このような経済情勢の中で、当社グループは既存の電機市場に加え、自動車ビジネス市場攻略に向けた本格的な開発・生産・販売体制を構築して事業拡大に注力するとともに、環境・新エネルギーや医療・介護などの新成長市場に向けてもソリューション営業活動を強化してまいりました。また、海外における現地生産・現地消費の地産地消体制をさらに強固なものとするべく、無錫工場、深圳工場、タイ工場の整備、強化を推進してまいりました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は110億2千1百万円（前期比7.8%増）となりました。利益につきましては、円安や大型スポット案件の取り込み、および海外工場の稼働率向上などによる売上総利益率の改善によって、営業利益は6億6千8百万円（前期比135.9%増）と大幅に増加しました。また、愛知県春日井市の新工場の建設投資に対する補助金の受領などにより、経常利益も11億2千1百万円（前期比137.2%増）と営業利益と同程度の伸びとなりました。さらに、旧春日井工場などの固定資産売却益を計上した一方で、一部の生産設備関連で減損損失を計上した結果、当期純利益は7億3千8百万円（前期比2,687.7%増）となりました。

事業別の状況は、次のとおりであります。

(コンポーネント事業)

売上高は、108億1千2百万円（前期比8.5%増）となりました。

(DIYその他事業)

一般消費財を中心とするDIYその他事業の売上高は、2億9百万円（前期比18.3%減）となりました。

なお、当連結会計年度より、「電磁波環境コンポーネント・精密エンジニアリングコンポーネント事業」を「コンポーネント事業」、「その他事業」を「D I Yその他事業」へとセグメント名称を変更しております。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度において実施いたしました企業集団の設備投資総額は、7億6千2百万円で、その主なものは、金型投資ならびに機械装置、基幹システム投資であります。

なお、これらの投資に必要な資金は、全額自己資金により充当いたしました。

(3) 対処すべき課題

- ① 今後予想される東海・東南海地震などの大規模地震、風水害等の自然災害、新型インフルエンザ等の大流行などに備え、当社の原材料調達から製造、外注製造加工委託、物流、販売に至る現行のサプライチェーン体系を抜本的に見直し、不測事態発生時の経営への影響を最小限に抑えるための事業継続計画（BCP）の整備を進めてまいります。
- ② 欧米先進国を基軸とする市場構造が変革し、中国をはじめとするアジア新興国の消費需要が大きく高まってきているため、アジアにおける現地生産・現地消費という、いわゆる地産地消型の生産販売体制の整備、強化に努めるとともに、より低コストで付加価値の高い製品作りに向け、グローバルな業務提携、アライアンスの構築に取り組んでまいります。
- ③ 石油代替エネルギーとしての風力、太陽光、バイオマス、地熱等の発電開発や熱利用など新エネルギー高度利用技術にかかわる事業分野や、ハイブリッド車や電気自動車などに代表される次世代自動車産業分野、長寿化や高齢人口の増加により内需としての重要度が高まっている介護・医療関連の事業分野など、今後の成長が見込まれる市場に向け、当社の技術力を活用した製品開発に取り組んでまいります。
- ④ 消費者の嗜好が大量消費というモノそのものに対する需要から企業のサービスや経営理念にまで高まっていることを踏まえ、環境対応、生物・生態系の保護、消費のあり方などを統合したCSR活動により、環境負荷を抑制し、無用の廃棄物の発生を防止するマネジメントシステムを確立してまいります。

(4) 財産および損益の状況の推移

区 分 \ 期 別	第 56 期 平成23年4月1日から 平成24年3月31日まで	第 57 期 平成24年4月1日から 平成25年3月31日まで	第 58 期 平成25年4月1日から 平成26年3月31日まで	第 59 期 平成26年4月1日から 平成27年3月31日まで (当連結会計年度)
売 上 高	10,016百万円	9,446百万円	10,222百万円	11,021百万円
経 常 利 益	581百万円	406百万円	472百万円	1,121百万円
当期純利益又は 当期純損失(△)	115百万円	△ 337百万円	26百万円	738百万円
1株当たり当期純利益 又は1株当たり 当期純損失(△)	9円31銭	△ 27円23銭	2円20銭	62円71銭
総 資 産	30,179百万円	30,260百万円	31,175百万円	33,016百万円
純 資 産	27,020百万円	27,760百万円	28,227百万円	30,385百万円

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は、期中平均株式数により算出しております。
2. 第58期より在外連結子会社の収益および費用の円貨への換算方法を期中平均為替相場による方法へ変更したため、第57期の財産および損益の状況については、当該会計方針の変更を反映した遡及適用後の数値を記載しております。

(5) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主要な事業内容
KITAGAWA ELECTRONICS (THAILAND) CO., LTD.	100,000千タイバツ	100%	電磁波環境コンポーネント・精密エンジニアリングコンポーネント等の製造・販売

(6) 主要な事業内容(平成27年3月31日現在)

当社グループは主としてエレクトロニクス業界に対し、下記製品の製造・販売を行っております。

- ① 電磁波環境コンポーネント
- ② 精密エンジニアリングコンポーネント

(7) 主要な営業所および工場（平成27年3月31日現在）

① 当社

本 社：愛知県稲沢市目比町東折戸695番地 1
支 店：東京（東京都千代田区）・横浜（横浜市港北区）
名古屋（愛知県稲沢市）・大阪（大阪市北区）
工 場：春日井（愛知県春日井市）・稲沢（愛知県稲沢市）
物流センター：稲沢（愛知県稲沢市）
測定センター：春日井（愛知県春日井市）

② 子会社

海 外：KITAGAWA ELECTRONICS (THAILAND) CO., LTD. (タイ)
國際北川工業股份有限公司 (台湾)
KITAGAWA GmbH (ドイツ)
KITAGAWA ELECTRONICS (SINGAPORE) PTE. LTD. (シンガポール)
KITAGAWA INDUSTRIES (H. K.) LIMITED (香港)
KITAGAWA INDUSTRIES America, Inc. (米国)
上海北川工業電子有限公司 (中国)
無錫開技司科技有限公司 (中国)
北弘科技 (深圳) 有限公司 (中国)
開技司科技 (深圳) 有限公司 (中国)

(注) INTERMARK (USA), INC. は平成26年9月1日付でKITAGAWA INDUSTRIES America, Inc. に社名を変更しております。

(8) 従 業 員 の 状 況 (平成27年3月31日現在)

従 業 員 数	前連結会計年度末比増減数
511名	6名増

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時社員（当連結会計年度平均雇用数137名）は含んでおりません。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式の状況に関する事項（平成27年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 39,500,000株
 (2) 発行済株式総数 13,079,525株（うち自己株式1,296,756株）
 (3) 株主数 1,333名
 (4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
株式会社キタガワ	2,825千株	23.98%
THE BANK OF NEW YORK-JASDECNON-TREATYACCOUNT	1,541千株	13.08%
北川清登	1,292千株	10.97%
有限会社ケー・ジイ	1,200千株	10.18%
THE BANK OF NEW YORK, NON-TREATY JASDECACCOUNT	717千株	6.09%
M S C O C U S T O M E R S E C U R I T I E S	439千株	3.73%
BBH BOSTON FOR NOMURA JAPAN SMALLER CAPITALIZATION FUND 620065	341千株	2.90%
株式会社三菱東京UFJ銀行	199千株	1.70%
北川工業従業員持株会	188千株	1.60%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	175千株	1.49%

(注) 持株比率は、発行済株式総数から自己株式（1,296,756株）を控除して計算しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の状況（平成27年3月31日現在）

会社における地位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	北 川 清 登	品 質 保 証 部 担 当 KITAGAWA INDUSTRIES America, Inc. 代表取締役 國際北川工業股份有限公司董事長 KITAGAWA ELECTRONICS (SINGAPORE) PTE. LTD. 代表取締役 KITAGAWA INDUSTRIES (H. K.) LIMITED 代表取締役 株式会社キタガワ代表取締役社長 有限会社ケー・ジイ代表取締役
取 締 役	真 木 定 義	営業本部長 兼 第2営業部長 上海北川工業電子有限公司董事長 北弘科技（深圳）有限公司董事長
取 締 役	八 木 勝	開発生産本部長 兼 開発部長 無錫開技司科技有限公司董事長 開技司科技（深圳）有限公司董事長
取 締 役	長谷川 壽 一	管 理 部 長
取 締 役	加 藤 光 治	株式会社サイコックス代表取締役 有限会社M T E C 代表取締役
常 勤 監 査 役	小 林 廣 明	
監 査 役	飯 島 澄 雄	東京虎ノ門法律事務所顧問 弁護士 株式会社三越伊勢丹ホールディングス 監査役
監 査 役	佐 野 一 夫	東海会計税理士法人代表社員 税理士 東海ランド株式会社 監査役

- (注) 1. 取締役加藤光治氏は、社外取締役であります。また、同氏につきましては、名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同証券取引所へ届け出ております。
2. 監査役飯島澄雄氏および監査役佐野一夫氏は、社外監査役であります。また、両氏につきましては、名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同証券取引所へ届け出ております。
3. 監査役飯島澄雄氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務に関する相当程度の知見を有しております。
4. 監査役佐野一夫氏は、税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 監査役飯島澄雄氏は、平成26年6月24日をもって株式会社商船三井の監査役を退任いたしました。
6. 当事業年度中の取締役の異動は次のとおりであります。
- ① 平成26年6月26日開催の第58回定時株主総会終結の時をもって、大田英治氏、竹入昌美氏は取締役を任期満了により退任いたしました。
- ② 平成26年6月26日開催の第58回定時株主総会において、長谷川壽一氏、加藤光治氏は新たに取締役に選任され、それぞれ就任いたしました。

7. 平成27年4月1日付で次のとおり取締役の担当を変更いたしました。

会社における地位	氏 名	担 当
取 締 役	八 木 勝	開発生産本部長 兼 生産技術部長

8. 平成27年5月1日付で次のとおり取締役の担当を変更いたしました。

会社における地位	氏 名	担 当
取 締 役	真 木 定 義	営業本部長 兼 第2営業部長 兼 販売促進部長

(2) 取締役および監査役の報酬等の額

区 分	員 数	報酬等の総額
取 締 役 (うち社外取締役)	7名 (2名)	57,096千円 (7,170千円)
監 査 役 (うち社外監査役)	3名 (2名)	14,478千円 (6,270千円)
合 計	10名	71,574千円

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、平成19年6月28日開催の第51回定時株主総会において年額180,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、平成19年6月28日開催の第51回定時株主総会において年額60,000千円以内と決議いただいております。
4. 上記には、平成26年6月26日開催の第58回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名（うち社外取締役1名）を含んでおります。
5. 当社は、平成24年6月27日開催の第56回定時株主総会終結の時をもって取締役および監査役に対する役員退職慰労金制度を廃止し、同株主総会終結後引き続き在任する取締役および監査役に対しては、役員退職慰労金制度廃止までの在任期間に対応する役員退職慰労金を贈呈することを決議いたしております。これに基づき、上記に含まれない役員退職慰労金として、当事業年度中に退任した取締役2名に対し、5,800千円（うち社外取締役1名に対し1,000千円）を支給しております。

(3) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

取締役加藤光治氏は、株式会社サイコックス、有限会社MTECの代表取締役を兼職しております。当社は、有限会社MTECと技術指導契約を締結していましたが、平成26年6月に契約を解除しております。また、当社は株式会社サイコックスとの間には特別な取引関係等はありません。

監査役飯島澄雄氏は、東京虎ノ門法律事務所の顧問を兼職しております。当社は、東京虎ノ門法律事務所と法律顧問契約を締結しております。また、監査役佐野一夫氏は、東海会計税理士法人の代表社員を兼職しておりますが、当社と東海会計税理士法人との間に特別な取引関係等はありません。

- ② 他の法人等の社外役員等としての重要な兼任の状況および当社と当該他の法人等との関係

取締役加藤光治氏に、該当事項はありません。

監査役飯島澄雄氏は、株式会社三越伊勢丹ホールディングスの社外監査役を兼任しております。当社は、兼任先との間には特別な取引関係等はありません。

監査役佐野一夫氏は、東海ランド株式会社の社外監査役を兼任しております。当社は、兼任先との間には特別な取引関係等はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況

地 位	氏 名	当事業年度における主な活動状況
社外取締役	加藤 光 治	取締役会18回中17回出席 長年企業経営に携わった豊富な経験と幅広い見識に基づき、意思決定の妥当性および適正性を確保するための適切な助言・提言を行っております。
社外監査役	飯 島 澄 雄	取締役会23回中20回出席 監査役会23回中20回出席 弁護士としての見地から、適法性、適正性、妥当性等を確保するための助言・提言を行っております。
社外監査役	佐 野 一 夫	取締役会23回中23回出席 監査役会23回中23回出席 税理士としての見地から、適法性、適正性、妥当性を確保するための助言・提言を行っております。

- (注) 1. 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条および当社定款第27条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が1回ありました。
2. 社外取締役加藤光治氏は、平成26年6月26日開催の第58回定時株主総会において選任されたため、取締役会の開催回数が他の社外監査役と異なっております。なお、同氏の就任後の取締役会の開催回数は18回であります。

④ 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外役員とは、会社法第427条第1項の規定により、損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は、500万円または法令が規定する額のいずれか高い額とする旨の契約を締結しております。

4. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称 太陽有限責任監査法人

(注) 当社の会計監査人であった有限責任 あずさ監査法人は平成26年6月26日開催の第58回定時株主総会終結の時をもって退任し、新たに太陽A S G有限責任監査法人が選任され、就任いたしました。なお、平成26年10月1日付で太陽A S G有限責任監査法人は、太陽有限責任監査法人に名称変更いたしました。

(2) 会計監査人に支払うべき報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	18,000千円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	18,000千円

(注) 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る会計監査人の報酬額は、これらの合計額を記載しております。当社の重要な子会社 KITAGAWA ELECTRONICS (THAILAND) CO., LTD. は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当監査役会は、会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると判断される場合、また会社法、公認会計士法等の法令違反による懲戒処分や監督官庁からの処分を受けた場合、その他、会計監査人の監査品質、品質管理、独立性、総合的能力等の具体的要素を列举し、それらの観点から監査を遂行するに不十分であると判断した場合には、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定します。この場合、取締役会は当該決定事項に基づき当該議案を株主総会に提出するものとします。

(注) 「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)が平成27年5月1日に施行されたことに伴い、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の決定機関を、取締役会から監査役会に変更しております。

5. 業務の適正を確保するための体制

当社は、平成18年5月10日開催の取締役会において内部統制基本方針を決定しております。「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）および「会社法施行規則等の一部を改正する省令」（平成27年法務省令第6号）が平成27年5月1日に施行されたことに伴い、平成27年4月24日開催の取締役会において、より実効性のある内部統制を構築するため、内部統制基本方針を次のとおり修正決議し、組織的な取組みを強化しております。

<内部統制基本方針>

- (1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - ① 「経営理念」・「創業訓」・「品質基本方針」・「環境基本方針」に基づき、行動の原点を明らかにし、年度スローガンの下に一丸となって行動する。
 - ② 職務分掌と職務権限に基づく統制と管理を厳正に行い、適法かつ適正な業務を遂行する。
 - ③ コンプライアンス運用規程およびコンプライアンスマニュアルに準拠し、全社的により実践的なコンプライアンス教育・指導を実施する。
 - ④ 社内および社外に設置したホットラインの機能強化を図り、利用しやすい環境を整備する。
 - ⑤ コンプライアンス委員会の活動状況について、取締役会および監査役会に定期的に報告する。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
 - ① 職務の執行に係る文書の作成、保存、管理に関する規程を整備する。
 - ② 保存・管理すべき文書および情報は、保存媒体に応じ適切かつ確実な管理体制を整備し、情報の流出および紛失の防止を図る。
 - ③ ITを利用した情報システムにより、業務に必要な情報が、適時かつ適切に識別・把握・処理され、組織内または組織外に伝達される仕組みを整備する。
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ① 反社会的勢力や団体に付け込まれぬような管理体制を構築するとともに、リスクに係る諸規程ならびにマニュアルを整備し、リスクの抑止力を強める。

- ② 社内において現実化した問題や危機に臨んで、社長が適時に報告を受けられる仕組みを確保するとともに、危機の内容に応じて緊急対策本部を立ち上げ、全社対応を図る。
 - ③ 取引先や仕入先等から会社に寄せられる苦情や不満を把握し、会社が提供する商品・サービスならびにビジネスプロセス等における欠陥や問題点の発見・改善につなげる。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ① グループ全体で行われる戦略会議により、業績目標および事業計画を策定する。
 - ② 主要なグループ子会社が参加するグループミーティングにて、戦略の修正または変更を行う。
 - ③ 取締役会における議論の質の向上および迅速な意思決定のため、取締役を適正な人数に保つ。
 - ④ 取締役会に十分な情報を提供するため、取締役会付議事項については、部長会にて事前審議を行う。
- (5) 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ① 子会社の取締役の職務執行に係る事項の当社への報告に関する体制
当社の定める「子会社管理規程」に基づき、子会社に対し月次財務諸表を含む報告事項の報告を求める。
 - ② 子会社の損失の危機の管理に関する規程その他の体制
 - ・反社会的勢力や団体に付け込まれぬような管理体制を構築するとともに、現実化した問題や危機に臨んで、社長が適時に報告を受けられる仕組みを確保し、危機の内容に応じて緊急対策本部を立ち上げ、対応を図る。
 - ・取引先や仕入先等から会社に寄せられる苦情や不満を把握し、会社が提供する商品・サービスならびにビジネスプロセス等における欠陥や問題点の発見・改善につなげる。

- ③ 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ・ 経営理念・経営方針・企業倫理をグループ全体で共有し、行動基準を明らかにする。
 - ・ グループ全体で行われる戦略会議により、業績目標および事業計画を策定する。
 - ・ 主要なグループ子会社が参加するグループミーティングにて、戦略の修正または変更を行う。
 - ・ 子会社の自主性、独立性は尊重しつつ、当社担当取締役と連携しグループでの効率的な経営を行う。
 - ④ 子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - ・ 当社が定めるコンプライアンスマニュアルの趣旨に則り、適法かつ公正な活動を行う体制を構築させる。
 - ・ 監査役は内部監査担当と連携し、ローテーションによる子会社の業務の適正性について監査を行う。
- (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
- ① 監査役が監査補助者の設置を要請した場合、その要請に応じ従業員を配置する。なお、人数、人選等については、監査役と取締役で協議の上決定する。
 - ② 監査役の指示により、監査補助者は、会議・セミナーへの参加ならびに情報収集活動を行う。
 - ③ 監査補助者の業務に対する指揮命令および評価は、監査役が行う。
- (7) 監査役を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- 監査補助者に関し、社内に監査役の指揮命令に基づき活動を行う旨周知する。

(8) 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

① 当社の取締役および従業員が監査役に報告するための体制

- ・取締役は、職務の執行状況について取締役会等を通じて監査役に定期的に報告を行うほか、必要の都度遅滞なく報告する。
- ・取締役および従業員は、監査役が事業の報告を求めた場合、または監査役が当社グループの業務および財産の状況を調査する場合は、迅速かつ的確に対応する。
- ・取締役および従業員は、会社に著しい損害を及ぼした事実または及ぼす恐れのある事実を発見した場合は、直ちに監査役に報告する。

② 子会社の取締役・監査役等および従業員またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制

- ・子会社の役員および従業員は、当社監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。
- ・子会社の役員および従業員は、法令等の違反行為等当社または子会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事項については、発見次第直ちに当社の担当取締役に通報する。通報を受けた取締役は事実確認を行うとともに、監査役に報告する。

(9) 監査役に報告した者が当該報告をしたことを理由として不利益な扱いを受けないことを確保するための体制

監査役への報告を理由として不利益な取り扱うことを禁じ、周知する。

(10) 監査役の仕事の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について、費用の前払い等の請求をしたときは、管理部で審議のうえ、当該監査役の職務執行に必要なでないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

- (11) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 監査役は、代表取締役および業務担当取締役と定期的な会合を行い、取締役の職務遂行の内容を確認する。
 - ② 監査役は、取締役会および重要な会議に出席し、意見を表明する。
 - ③ 監査役が日常的に行う往査や文書の閲覧、質問などの監査活動に対し、取締役および使用人は協力する。
 - ④ 監査役は、監査活動で得られた重大なリスクについて、監査役会の審議を経て、取締役に適時かつ適切な改善を求める。
- (12) 会社が所属する企業集団および会社に係る財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するために必要な体制
- ① 財務報告を所管する管理部および経理室に会計・財務に関する十分な専門性を有する者を配置するとともに、人材を養成する。
 - ② 監査役は、会計監査人との会合、口頭または文書による情報交換・意見交換、あるいは、監査現場への立会などを通じ、連携を図る。
 - ③ 適法かつ適正なる会計処理を行い、開示すべき財務情報については、取締役会決議を得て行う。
 - ④ 内部統制の評価範囲について都度見直し、その決定およびその根拠について、事前に会計監査人と協議する。
 - ⑤ 代表取締役は、自らの責任において内部統制の有効性について評価し、その結果を表明する。
- (13) 改廃
この方針の改廃は、取締役会の決議による。

連結貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	22,916,309	流動負債	2,049,673
現金及び預金	11,673,028	支払手形及び買掛金	1,174,569
受取手形及び売掛金	2,776,246	未払法人税等	106,599
電子記録債権	29,208	賞与引当金	205,213
有価証券	7,257,263	その他の流動負債	563,291
商品及び製品	626,831	固定負債	581,677
仕掛品	93,995	退職給付に係る負債	368,892
原材料及び貯蔵品	159,717	長期未払金	87,250
繰延税金資産	20,967	その他の固定負債	125,535
その他の流動資産	282,742	負債合計	2,631,350
貸倒引当金	△ 3,691	(純資産の部)	
固定資産	10,100,491	株主資本	28,730,024
有形固定資産	6,658,705	資本金	2,770,000
建物及び構築物	2,182,503	資本剰余金	3,915,130
機械装置及び運搬具	537,331	利益剰余金	23,698,118
土地	3,381,552	自己株式	△ 1,653,223
その他の有形固定資産	557,318	その他の包括利益累計額	1,655,425
無形固定資産	602,784	その他有価証券評価差額金	262,291
投資その他の資産	2,839,001	為替換算調整勘定	1,393,133
投資有価証券	568,832	純資産合計	30,385,450
長期預金	1,759,083	負債及び純資産合計	33,016,801
繰延税金資産	227		
その他の投資等	529,208		
貸倒引当金	△ 18,350		
資産合計	33,016,801		

連結損益計算書

〔平成26年4月1日から〕
〔平成27年3月31日まで〕

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		11,021,753
売 上 原 価		5,766,958
売 上 総 利 益		5,254,794
販売費及び一般管理費		4,586,678
営 業 利 益		668,116
営 業 外 収 益		
受取利息及び配当金	164,089	
その他の営業外収益	301,181	465,271
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	793	
その他の営業外費用	11,259	12,052
経 常 利 益		1,121,335
特 別 利 益		
固定資産売却益	401,124	
投資有価証券売却益	1,518	402,643
特 別 損 失		
固定資産売却損	99,313	
固定資産除却損	10,995	
減 損 損 失	313,777	
投資有価証券償還損	1,048	425,133
税金等調整前当期純利益		1,098,845
法人税、住民税及び事業税	248,938	
法人税等調整額	111,019	359,958
少数株主損益調整前当期純利益		738,887
当 期 純 利 益		738,887

連結株主資本等変動計算書

〔平成26年4月1日から〕
〔平成27年3月31日まで〕

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	2,770,000	3,915,130	23,088,842	△ 1,653,051	28,120,920
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△ 129,611		△ 129,611
当 期 純 利 益			738,887		738,887
自 己 株 式 の 取 得				△ 171	△ 171
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当 期 変 動 額 合 計	-	-	609,275	△ 171	609,103
当 期 末 残 高	2,770,000	3,915,130	23,698,118	△ 1,653,223	28,730,024

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額			純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	為 替 換 算 調 整 勘 定	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	
当 期 首 残 高	156,887	△ 50,015	106,872	28,227,792
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				△ 129,611
当 期 純 利 益				738,887
自 己 株 式 の 取 得				△ 171
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	105,404	1,443,149	1,548,553	1,548,553
当 期 変 動 額 合 計	105,404	1,443,149	1,548,553	2,157,657
当 期 末 残 高	262,291	1,393,133	1,655,425	30,385,450

連結注記表

[連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等]

1. 連結の範囲等に関する事項

連結の範囲に関する事項

連結子会社の数

10社

主要な連結子会社の名称

KITAGAWA ELECTRONICS (THAILAND) CO., LTD.

2. 重要な会計方針等

(1) 有価証券の評価基準および評価方法

満期保有目的債券

償却原価法（定額法）

その他有価証券

時価のあるもの

連結決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

(2) たな卸資産の評価基準および評価方法

連結計算書類作成会社

商品、製品、原材料、仕掛品

総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

貯 蔵 品

最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

ただし、サンプル品については総平均法による原価法

在外連結子会社 3社

商品、製品、原材料、仕掛品

総平均法による原価法

在外連結子会社 7社

商品、製品、原材料、仕掛品

主として移動平均法による原価法

(3) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

連結計算書類作成会社

定率法

ただし、平成10年4月1日以降取得した建物（附属設備を除く）については定額法

なお、耐用年数および残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

在外連結子会社

主として定額法

② 無形固定資産

ソフトウェア（自社利用）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法

(4) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

連結計算書類作成会社および在外連結子会社3社

期末債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率（ただし、一部の在外連結子会社については一定率）により算定した回収不能見込額を、また貸倒懸念債権等特定の債権については回収可能性に応じた個別必要見積額を計上しております。

② 賞与引当金

連結計算書類作成会社および在外連結子会社1社

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

(5) 退職給付に係る負債の計上基準

連結計算書類作成会社

従業員の退職金の支給に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しております。

(6) 重要な外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

なお、在外連結子会社の資産および負債は在外連結子会社の決算日の直物為替相場により、また収益および費用は期中平均為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

(7) 消費税等の処理方法

税抜方式によっております。

(8) 連結子会社の資産および負債の評価に関する事項

全面時価評価法によっております。

(9) のれんの償却に関する事項

のれんの金額は重要性が乏しいため、発生連結会計年度に全額償却しております。

〔連結貸借対照表に関する注記〕

有形固定資産の減価償却累計額

7, 027, 074千円

〔連結損益計算書に関する注記〕

減損損失

1. 減損損失を認識した資産

当社グループは、以下の資産について減損損失を計上しております。

場 所	用 途	種 類
愛知県稲沢市	事業用資産	機械装置及び運搬具

2. 資産のグルーピング方法

管理会計上の区分等をもとに、事業別に資産のグルーピングを行っております。また本社等の全事業用資産は共用資産としてグルーピングを行っております。

3. 減損損失の認識に至った経緯

収益性の低下にともない、将来キャッシュ・フローを生み出す見込みがなくなった事業用資産について減損損失を認識しました。

その帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（313,777千円）として特別損失に計上しております。

4. 減損損失の金額

機械装置及び運搬具等	313,777千円
合計	313,777千円

5. 回収可能価額の算定方法

回収可能価額は、他への転用や売却が困難であることから零円としております。

〔連結株主資本等変動計算書に関する注記〕

1. 発行済株式の種類および総数ならびに自己株式の種類および株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度 末株式数(株)
発行済株式				
普通株式	13,079,525	-	-	13,079,525
自己株式				
普通株式(注)	1,296,598	158	-	1,296,756

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加158株は、単元未満株式の買取によるものです。

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たりの 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成26年6月26日 定時株主総会	普通株式	58,914	5.00	平成26年3月31日	平成26年6月27日
平成26年11月11日 取締役会	普通株式	70,696	6.00	平成26年9月30日	平成26年12月10日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決議予定	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の 原資	1株当たりの 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成27年6月25日 定時株主総会	普通株式	106,044	利益 剰余金	9.00	平成27年3月31日	平成27年6月26日

〔金融商品に関する注記〕

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用しており、満期保有目的の債券での運用は、一年以内の運用期間に限定しております。

投機目的の取引およびレバレッジ効果の高いデリバティブ取引は利用しておらず、また投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容およびそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金ならびに電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されております。

また、グローバルに事業を展開していることから生じている外貨建の営業債権は、為替の変動リスクに晒されております。

当連結会計年度末において保有する有価証券及び投資有価証券は、発行会社の信用リスク、市場価額の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループでは、社内規程に従い、営業債権について、営業本部および管理部門が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引先ごとに期日および残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、当社の社内規程に準じて、同様の管理を行っております。

有価証券及び投資有価証券については、発行会社の決算書を定期的に入手し、その財政状況および格付けを把握しております。当連結会計年度末において、発行会社の財政状態は健全であり、信用リスクは僅少であると判断しております。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社グループは、外貨建の営業債権債務について、通貨別月別に把握し、その為

替の変動リスクに対して随時決済方法を検討、実施しております。

有価証券及び投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業等）の財務状況を把握しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成27年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差異については、次の通りであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。（（注）2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品を参照ください。）

（単位：千円）

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金及び預金	11,673,028	11,673,028	—
(2) 受取手形及び売掛金	2,776,246	2,776,246	—
貸倒引当金	△ 3,691	△ 3,691	—
	2,772,554	2,772,554	—
(3) 電子記録債権	29,208	29,208	—
(4) 有価証券及び投資有価証券			
満期保有目的の債券	999,762	999,762	—
その他有価証券	6,817,834	6,817,834	—
(5) 長期預金	1,759,083	1,830,939	71,856
資 産 計	24,051,472	24,123,328	71,856

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法ならびに有価証券およびデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 受取手形及び売掛金、(3) 電子記録債権

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

なお、売掛金については、信用リスクを個別に把握することが極めて困難なため、貸倒引当金を信用リスクと見做し、時価を算定しております。

(4) 有価証券及び投資有価証券

満期保有目的の債券については、一年以内に償還されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

その他有価証券については、株式等は取引所の価格により、債券は取引金融機関から提示された価格によっております。

(5) 長期預金

元利金の合計額を新規に同様の預金に預け入れを行なった場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

デリバティブ取引

当社グループは、投機目的の取引およびレバレッジ効果の高いデリバティブ取引は行っておりません。ただし、一部の定期性預金において通常より高い金利を獲得するため複合金融商品を利用してありますが、この預金は組込デリバティブのリスクが現物の金融資産に及ぶ可能性はありません。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

種 類	連結貸借対照表計上額（千円）
非 上 場 株 式	8,500

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、「(4) 有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

3. 金銭債権および満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：千円)

種 類	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
(1) 現金及び預金	11,673,028	—	—	—
(2) 受取手形及び売掛金	2,776,246	—	—	—
(3) 電子記録債権	29,208	—	—	—
(4) 有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券	1,000,000	—	—	—
その他有価証券のうち満期があるもの	6,100,000	—	—	—
(5) 長期預金	—	—	1,759,083	—
合 計	21,578,483	—	1,759,083	—

〔賃貸等不動産に関する注記〕

当社では、愛知県その他の地域において、賃貸利用している不動産を有しておりますが、その総額に重要性が乏しいため、注記を省略しております。

〔1株当たり情報に関する注記〕

1株当たり純資産額

2,578円80銭

1株当たり当期純利益

62円71銭

〔重要な後発事象に関する注記〕

当社は、平成27年5月15日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式を取得すること、およびその具体的な取得方法について決議しました。

- | | |
|---------------|--------------------------|
| (1) 取得する株式の種類 | 当社普通株式 |
| (2) 取得する株式の総数 | 300,000株（上限） |
| (3) 取得する期間 | 平成27年5月25日から平成27年9月30日まで |
| (4) 取得価額の総額 | 450,000,000円（上限） |
| (5) 取得の方法 | 名古屋証券取引所における市場買付 |

貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	11,722,348	流動負債	1,545,404
現金及び預金	1,600,836	買掛金	1,010,516
受取手形	477,423	未払金	19,207
電子記録債権	29,208	未払法人税等	32,935
売掛金	1,720,368	未払費用	168,121
有価証券	7,257,263	預り金	23,333
商品	52,946	賞与引当金	200,887
製品	188,105	その他の流動負債	90,403
原材料	98,367	固定負債	584,252
仕掛品	91,900	退職給付引当金	368,892
貯蔵品	33,436	長期未払金	87,250
前払費用	24,475	繰延税金負債	128,110
未収入金	143,034		
その他の流動資産	5,481	負債合計	2,129,657
貸倒引当金	△ 500		
固定資産	8,077,334	(純資産の部)	
有形固定資産	6,191,755	株主資本	17,407,733
建物	2,043,492	資本金	2,770,000
構築物	110,651	資本剰余金	3,915,130
機械装置	309,489	資本準備金	3,915,130
車両運搬具	666	利益剰余金	12,375,826
工具、器具及び備品	294,999	利益準備金	692,500
土地	3,324,209	その他利益剰余金	11,683,326
建設仮勘定	108,246	圧縮記帳積立金	9,633
無形固定資産	541,130	別途積立金	11,000,000
ソフトウェア	74,449	繰越利益剰余金	673,693
ソフトウェア仮勘定	457,469	自己株式	△1,653,223
電話加入権	9,212	評価・換算差額等	262,291
投資その他の資産	1,344,449	その他有価証券評価差額金	262,291
投資有価証券	568,832		
関係会社株式	396,471	純資産合計	17,670,025
会 員 権	46,737		
保険積立金	195,277	負債及び純資産合計	19,799,683
長期前払費用	31,612		
その他の投資等	122,004		
貸倒引当金	△ 16,487		
資産合計	19,799,683		

損 益 計 算 書

〔平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで〕

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		7,391,987
売 上 原 価		4,567,766
売 上 総 利 益		2,824,221
販売費及び一般管理費		2,957,837
営 業 損 失 (△)		△ 133,615
営 業 外 収 益		
受取利息及び配当金	297,483	
その他の営業外収益	311,968	609,452
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	53	
その他の営業外費用	19,907	19,960
経 常 利 益		455,876
特 別 利 益		
固定資産売却益	401,222	
投資有価証券売却益	1,518	402,740
特 別 損 失		
固定資産除却損	9,829	
固定資産売却損	97,515	
減 損 損 失	313,777	
投資有価証券償還損	1,048	422,170
税引前当期純利益		436,446
法人税、住民税及び事業税	24,917	
法人税等調整額	△ 5,384	19,532
当 期 純 利 益		416,913

株主資本等変動計算書

〔平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで〕

(単位：千円)

	株 主 資 本							
	資 本 金	資本剰余金	利 益 剰 余 金				自己株式	株主資本 合 計
		資 本 準 備 金	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金				
				圧縮記帳 積立金	別 途 積立金	繰越利益 剰余金		
当 期 首 残 高	2,770,000	3,915,130	692,500	18,446	11,000,000	377,579	△1,653,051	17,120,603
当 期 変 動 額								
剰 余 金 の 配 当						△129,611		△ 129,611
圧縮記帳積立金の取崩				△ 8,813		8,813		-
当 期 純 利 益						416,913		416,913
自己株式の取得							△ 171	△ 171
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）								
当 期 変 動 額 合 計	-	-	-	△ 8,813	-	296,114	△ 171	287,129
当 期 末 残 高	2,770,000	3,915,130	692,500	9,633	11,000,000	673,693	△1,653,223	17,407,733

	評価・換算差額等	純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	
当 期 首 残 高	156,887	17,277,491
当 期 変 動 額		
剰 余 金 の 配 当		△ 129,611
圧縮記帳積立金の取崩		-
当 期 純 利 益		416,913
自己株式の取得		△ 171
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	105,404	105,404
当 期 変 動 額 合 計	105,404	392,534
当 期 末 残 高	262,291	17,670,025

個別注記表

〔重要な会計方針に係る事項に関する注記〕

1. 有価証券の評価基準および評価方法

- | | |
|----------------------|---|
| ① 満期保有目的の債券 | 償却原価法（定額法） |
| ② 子会社株式 | 移動平均法による原価法 |
| ③ その他有価証券
時価のあるもの | 決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） |
| 時価のないもの | 移動平均法による原価法 |

2. たな卸資産の評価基準および評価方法

- | | |
|-----------------|---|
| ① 商品、製品、原材料、仕掛品 | 総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法） |
| ② 貯蔵品 | 最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
ただし、サンプル品については総平均法による原価法 |

3. 固定資産の減価償却の方法

- | | |
|----------|---|
| ① 有形固定資産 | 定率法
ただし、平成10年4月1日以降取得した建物（附属設備を除く）については定額法
なお、耐用年数および残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。 |
| ② 無形固定資産 | 定額法 |

4. 引当金の計上基準

- | | |
|-----------|--|
| ① 貸倒引当金 | 期末債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により算定した回収不能見込額を、また貸倒懸念債権等特定の債権については回収可能性に応じた個別必要見積額を計上しております。 |
| ② 賞与引当金 | 従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。 |
| ③ 退職給付引当金 | 従業員の退職金の支給に備えるため、期末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しております。 |

5. 消費税等の処理方法

税抜方式によっております。

〔貸借対照表に関する注記〕

1. 有形固定資産の減価償却累計額		6,457,360千円
2. 関係会社に対する金銭債権債務	短期金銭債権	368,927千円
	短期金銭債務	49,630千円

〔損益計算書に関する注記〕

1. 関係会社との取引高			
営業取引による取引高	売 上 高	1,304,441千円	
	仕 入 高	633,766千円	
	そ の 他	7,375千円	
営業取引以外の取引による取引高		302,613千円	

2. 減損損失

(1) 減損損失を認識した資産

当社は、以下の資産について減損損失を計上しております。

場 所	用 途	種 類
愛知県稲沢市	事業用資産	機械装置及び運搬具

(2) 資産のグルーピング方法

管理会計上の区分等をもとに、事業別に資産のグルーピングを行っております。また本社等の全事業用資産は共用資産としてグルーピングを行っております。

(3) 減損損失の認識に至った経緯

収益性の低下にともない、将来キャッシュ・フローを生み出す見込みがなくなった事業用資産について減損損失を認識しました。

その帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（313,777千円）として特別損失に計上しております。

(4) 減損損失の金額

機 械 装 置 等	313,777千円
合計	313,777千円

(5) 回収可能価額の算定方法

回収可能価額は、他への転用や売却が困難であることから零円としております。

〔株主資本等変動計算書に関する注記〕

自己株式の種類および株式数に関する事項

	当期首株式数(株)	当期増加株式数(株)	当期減少株式数(株)	当期末株式数(株)
自 己 株 式				
普通株式(注)	1,296,598	158	—	1,296,756

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加158株は、単元未満株式の買取によるものです。

〔税効果会計に関する注記〕

繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

繰延税金負債	
圧縮記帳積立金	△ 4,679千円
有価証券評価差額	△123,431千円
計	<u>△128,110千円</u>
繰延税金資産の純額	<u>△128,110千円</u>

〔1株当たり情報に関する注記〕

1株当たり純資産額	1,499円65銭
1株当たり当期純利益	35円38銭

〔重要な後発事象に関する注記〕

当社は、平成27年5月15日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式を取得すること、およびその具体的な取得方法について決議しました。

- | | |
|---------------|--------------------------|
| (1) 取得する株式の種類 | 当社普通株式 |
| (2) 取得する株式の総数 | 300,000株（上限） |
| (3) 取得する期間 | 平成27年5月25日から平成27年9月30日まで |
| (4) 取得価額の総額 | 450,000,000円（上限） |
| (5) 取得の方法 | 名古屋証券取引所における市場買付 |

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年5月20日

北川工業株式会社

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 佐野正人 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 岡田昌也 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、北川工業株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、北川工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

その他の事項

会社の平成26年3月31日をもって終了した前連結会計年度に係る連結計算書類は、前任監査人によって監査が実施されている。前任監査人は、当該連結計算書類に対して平成26年5月21日付けで無限定適正意見を表明している。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年5月20日

北川工業株式会社

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 佐野正人 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 岡田昌也 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、北川工業株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第59期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

その他の事項

会社の平成26年3月31日をもって終了した前事業年度に係る計算書類及びその附属明細書は、前任監査人によって監査が実施されている。前任監査人は、当該計算書類及びその附属明細書に対して平成26年5月21日付けで無限定適正意見を表明している。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第59期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び支店並びに主要な部門において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。子会社については、子会社の取締役及び使用人等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」

（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。経営環境の変化等に応じ、内部統制システムの構築及び運用については継続的な見直し、改善に全社的な組織活動として、さらなる展開が期待されます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年5月26日

北川工業株式会社 監査役会

常勤監査役 小林 廣明 ⑩

社外監査役 飯島 澄雄 ⑩

社外監査役 佐野 一夫 ⑩

以上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当金に関する事項

第59期の期末配当金につきましては、当期の業績ならびに今後の事業展開等を勘案いたしまして以下のとおりといたしたいと存じます。

また、当社は平成27年8月20日に創業60周年を迎えることを記念し、株主の皆様の温かいご支援に感謝の意を表するため、記念配当を実施させていただきます。

① 配当財産の種類

金銭といたします。

② 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき9円（うち、普通配当6円・記念配当3円）

配当金総額 106,044,921円

なお、中間配当金として6円をお支払いしておりますので、年間配当金は1株当たり15円となります。

③ 剰余金の配当が効力を生じる日

平成27年6月26日

第2号議案 監査役2名選任の件

監査役小林廣明、飯島澄雄の両氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、監査役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

(※は新任候補者)

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 株 式 の 数
1	※ つる 鶴 田 慎 吾 (昭和31年1月7日生)	平成2年2月 当社入社 平成3年4月 当社経理課長就任 平成12年4月 当社経理室長就任 平成23年4月 当社内部監査室長就任	4,439株
2	※ さわ 澤 田 繁 夫 (昭和42年5月9日生)	平成18年1月 東京虎ノ門法律事務所入 所 平成24年1月 東京虎ノ門法律事務所所 長就任(現任) (重要な兼職の状況) 東京虎ノ門法律事務所所長 弁護士 日本中央研究所株式会社 監査役	0株

- (注) 1. 候補者鶴田慎吾氏と当社との間には、特別な利害関係はありません。また、候補者澤田繁夫氏が所長を務める東京虎ノ門法律事務所と当社は、法律顧問契約を締結しております。
2. 候補者澤田繁夫氏は、社外監査役候補者であります。また、同氏の選任が承認された場合、名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同証券取引所へ届け出る予定であります。なお、候補者澤田繁夫氏が所長を務める東京虎ノ門法律事務所と当社は法律顧問契約を締結しておりますが、その取引規模は極めて僅少であることから、一般株主と利益相反の生じるおそれがないものと判断しております。

3. 候補者澤田繁夫氏を社外監査役候補者とした理由は、同氏の弁護士としての豊富な専門知識と経験を当社の監査体制に活かしていただくために選任をお願いするものであります。なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により社外監査役として、その職務を適切に遂行していただけると判断しております。
4. 社外監査役との責任限定契約について
候補者澤田繁夫氏の選任が承認された場合、選任後、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定により、損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく責任の限度額は、500万円または法令が規定する額のいずれか高い額といたします。
5. 上記所有株式数には、北川工業従業員持株会名義の実質所有株式数が含まれております。

以 上

メ モ

A series of 20 horizontal dashed lines for writing.

メ モ

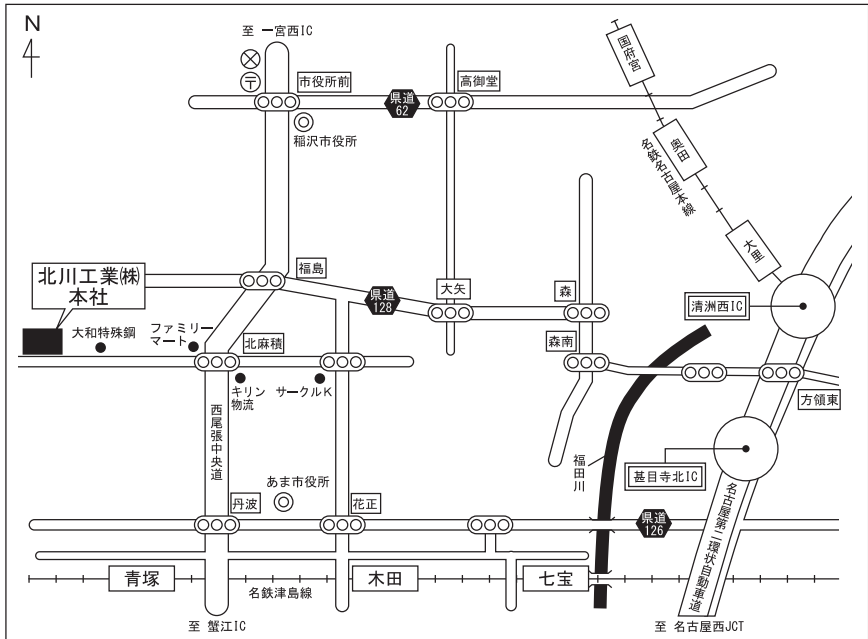
A series of 20 horizontal dashed lines for writing.

株主総会会場ご案内図

会 場 当社本社 会議室

愛知県稲沢市目比町東折戸695番地 1

電話 (0587)34-3561



【交通手段】

- お車でお越しの場合
名古屋第二環状自動車道「甚目寺北IC」もしくは「清洲西IC」より約15分
- 公共交通機関でお越しの場合
名鉄名古屋本線「国府宮駅」よりタクシー約25分
名鉄津島線「木田駅」よりタクシー約10分

※名鉄津島線「青塚駅」にタクシー乗り場はございません。また、名鉄津島線「木田駅」はタクシーの台数が少なくご不便をおかけする場合がございます。



読みやすいユニバーサルデザイン
文字を使用しています。

